

(質問第九十三号) 昭和二十二年十月十六日配付

小作料金指定價格不公平に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月十四日

木槍三四郎

參議院議長 松平恒雄殿

小作料金指定價格不公平に關する質問主意書

農地調整法施行令第十二條の規定に依り農林大臣の指定する價格

一、玄米	一石当り	七五、〇〇 ^円
二、大麦	同	二四、三〇
三、裸麥	同	三六、三七
四、小麦	同	四四、四三
五、大豆	同	四三、八八

右は農林大臣の指定せる小作料の價格である、之を現時の物價に比して余り低價に失する、即ち玄米四斗入一俵が僅か三十円の價格である、納むる小作人も氣の毒に思い、受くる地主にして小作料で生活せんとするものの如きは生活難に苦しんでいる、農林大臣は此際指定價格小作料金の此不公平に鑑み急速に改

正するの意思ありや否や。

なお小作料は穀納を以てするも差支えなしと改定するの意思ありや否や。

以上質問に対し文書を以て答弁を要求する。